公益社団法人新宮町シルバー人材センター 理事の任期に関する規程

（目的）

第１条

・定期的に人心の一新を図る。

・事業の活性化・積極化を図る。

（理事の任期）

第２条

・理事は８０歳を超えて再任されることはないものとする。

・理事は、３期６年を超えて任期を延長する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附　則

この基準は、令和４年８月１０日から施行する。

附　則

この規程は､令和６年４月３日から施行する。